

平成 31 年全国消費実態調査分科会（第 3 回） 議事概要

1 日 時 平成 30 年 2 月 6 日（火） 13:30～15:30

2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室

3 出 席 者

委 員：福井武弘座長（青山学院大学経営学部教授）
伊藤伸介委員（中央大学経済学部教授）
元山斉委員（青山学院大学経済学部准教授）
松尾尚之委員（東京都総務局統計部社会統計課長）

審議協力者：宇南山卓（一橋大学経済研究所准教授）

田中慶子（（公財）家計経済研究所次席研究員）
藤井哲哉（愛知県民生活部統計課主幹）（代理）

田中浩文（福岡市総務企画局企画調整部統計調査課調査係長）（代理）

オブザーバー：小寺信也（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（統括担当）付参事官補佐）（代理）

鈴木孝介（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長）（代理）

免田圭介（厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐）（代理）

総 務 省：佐伯統計調査部長、栗田調査企画課長、阿向消費統計課長、佐藤物価統計室長、塚田消費指標調整官、嶋北統計専門官、大倉企画指導第二係長、和田統計専門職、蛸井統計専門職、落合企画指導第二係員

4 議 事

- (1) 調査の実施時期について
- (2) 家計簿の調査内容の検討について
- (3) その他

5 議事要旨

- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、また東京都から調査員の負担状況について説明があった。その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 調査の実施時期について

- ・平成 31 年 10 月には消費税増税が予定されているため、9～11 月に調査を実施すると、駆け込み消費や反動減の影響を受けて消費構造の実態が分かりにくくなるのではないかと懸念している。実施時期については慎重にご検討願いたい。
←ご懸念は重々承知。他方で、実施時期については予算措置や他調査との兼ね合いから動かすことも難しい。消費構造については家計調査なども併せて分析するなど、対応をご検討願いたい。
- ・支出のばらつきについて、これまでは、世帯間で差があっても世帯内（同一世帯の 3 か月

内)ではそれ程大きくなかったと思われるが、平成31年の消費税増税による駆け込み消費と反動減を考えると、今回は同一世帯内で大きくなると予想されるため、単月の誤差率だけではなく、2014年の消費税増税時の2か月間もしくは3か月間での誤差率を試算してみてもどうか。

←検討する。

- ・現状は、責任感の強い調査員の力に頼って、やっと調査が成り立っている状態である。調査員の高齢化も進む中、今後も調査を継続していくために、ベテラン調査員に頼らなくても成り立つような調査方法を検討してもらいたい。
- ・調査員の確保が難しいので、現在の調査員の人数に応じた範囲で実施できるよう検討してもらいたい。2か月に集中してロング・ショートを実施した場合、現行より多くの調査員を確保する必要があるのか、それともショートは別の担い手が可能なのか、そういった点を検討願いたい。
- ・調査期間を3か月から2か月にすることで、本当に当初抽出世帯の回答率が改善するのか、調査員の負担軽減につながるのか。
←調査員の事務の全体量は減る。当初抽出世帯の回答率がどの程度改善するかは正直分からないが、3か月よりは2か月の方が調査を受け易いと考え。
- ・それぞれメリット、デメリットがあるが、問題は何を最も重視するのかではないか。調査員の確保も含め、重くなっている地方自治体における実査の負担と調査客体における調査に対する回答の負担の両方を軽減することを勘案した場合、2か月ということになるのか。
←地方自治体の負担軽減は我々と地方自治体の間では考えないといけない。しかし、ここで最も重視しているのは、自治体の負担軽減ではなく、調査の実行可能性である。本調査は世帯の負担が極めて大きい調査で、このまま従前通りの調査を続けていくと、調査が立ち行かなくなってしまうことを危惧する。世帯のプライバシー意識が高まる中、当初抽出世帯の回答率は下がり続けている。世帯確保が難しく、調査員確保も難航している。そのような中、正しい統計を作成していくためには、調査方法も含めた見直しの検討が必要であると考えている。

(2) 家計簿の調査内容の検討について

① 全国消費実態調査と家計調査の食料の水準の違いについて

- ・乖離要因を市町村規模で分析しているが、調査開始時期の違いによる家計簿記入への慣れの程度の違いが影響している可能性があるため、分析してはどうか。
←季節性と調査開始時期の両方を統制する場合、サンプルサイズが小さくなり分析が困難であると考えられる。
- ・家計調査のデータを用いて年平均を集計するという議論もあるので、乖離要因については市町村規模以外にも要因を詰める必要があるのではないかと。
←引き続き検討したい。
- ・全国消費実態調査と家計調査の両方で調査対象になっている地域とそうでない地域に分けて、違いを分析してはどうか。家計調査を全国消費実態調査の補正に用いるに当たり、基礎資料として必要になると考える。
←今後予定している集計方法の検討に向けて分析を進めたい。
- ・平成21年と平成26年の調査間の水準差を比較すると、項目によっては傾向が異なっている。市町村規模以外の乖離の要因についてさらに分析してほしい。県民経済計算は各都道

府県の所管であり、内閣府で指針を示しているが、独自の集計をしている自治体もあるだろう。このため、食料の大括り化については、地方自治体から結果利用面の懸念があるかもしれない。

←県民経済計算についてはご指摘の通り。既に一部の都道府県から懸念する意見もいただいている。

② 家計簿記入方法の簡略化について

- ・被服及び履物について、細分類をGDPの推計に用いているので、現状維持を要望する。
- ・被服及び履物について、男性用・女性用・子ども用といったレベルで良いので、世帯内で誰のための消費かが分かるようにして欲しい。
- ・授業料について、世帯票と照らし合わせて集計しているのならば、世帯員に番号を振るなどして、記入負担を下げつつ従前の区分を維持することが可能ではないか。
- ・授業料について、無償化が検討されている中、国公立学校授業料と私立学校授業料を一緒にして問題ないか、慎重に検討すべきではないか。

←結果利用需要と記入負担を勘案し、収支分類格付けへの影響も見ながら検討する。

- ・簡略化によって世帯が何を書けば良いか分からなくなる恐れがあるので、プレプリントを検討してはどうか。

←過去に生鮮食品などで採用したものの、却って記入しづらいとの声を受けて平成16年調査で廃止した経緯や、調査票のつくりが複雑になることなどを考えると難しいと思われる。

③ 購入先の分類について

- ・メルカリのような、中古品売買にかかる項目立てを検討してはどうか。
←調査負担が大きくなることが懸念されるが、利用ニーズとの兼ね合いを考えて検討する。
- ・生協の宅配など、配達かどうか分かるような項目立てを検討してはどうか。
←全国消費実態調査の上乗せ項目として世帯側から押さえるのが妥当かどうかを含め検討する。

④ 現物記入の廃止について

- ・利用実績と家計簿記入の手間を勘案すると、廃止はやむを得ないとする。

⑤ 家計簿へのレシート貼付の取扱いについて

- ・高齢者世帯など、家計簿記入が難しい場合には、補完資料としてレシートの保管や提出をお願いするという運用はあっても良いのではないか。

←個別対応としてレシートを活用している現状があり、それは引き続き行っていく。ただ、レシート貼付を一律に認めると調査員の負担が大きくなるので、それは認めない趣旨である。